

「ネットアイ利用規約」新旧対照表

改訂前（2023年5月29日付）	改訂後（2024年9月1日付）
<p>第2条 (1) モニタリングサービス 乙が、対象機器の稼働状況の確認を行い、乙の基準に従い対象機器に異常を検知した場合、電話にて甲に連絡するサービス</p>	<p>第2条 (1) モニタリングサービス 乙が、対象機器の稼働状況の確認を行い、乙の基準に従い対象機器に異常を検知した場合、電話にて甲に連絡するサービス。 なお、本サービスを受ける場合には、別途乙の定める保守契約または延長保証への加入が必要となります。また保守契約、延長保証に加入されていない場合、製品の保証書で定められた保証期間における本サービスの連絡は致しません。</p>

以上